食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～（概要）

１．背景・目的

- 食品ロスを削減するためには、未利用食品の有効活用（食品寄附）の促進が重要とされるところ、食品寄附に関わる各主体の情報不足、信頼性・透明性等を高めるための枠組みの整備、フードバンク等の底上げの必要性などが指摘されている。
- 令和５年12月、関係省庁において「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を取りまとめ、その中で、「一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、仲介者（フードバンク、フードパントリー等））を認定する仕組みなどにより特定するための食品寄附に関するガイドラインを官民で作成し、食品寄附への社会的信頼を高める」とされた。
- そこで、既に官民で策定されている既存の各種ガイドライン・手引き等を参照しつつ、**各主体が一定の管理責任を果たすことができるようにするために遵守すべき基準や留意事項を示したガイドラインを、官民協議会における議論を通じて作成。**

２．ガイドラインの対象範囲

①食品寄附者（事業者）、②ファシリテーター（需要のマッチングを行うサービスを提供する場合の者）、③フードバンク、④フードパントリー等、⑤こども食堂等、⑥資源提供者（資金・物流サービス等の提供者）を想定。

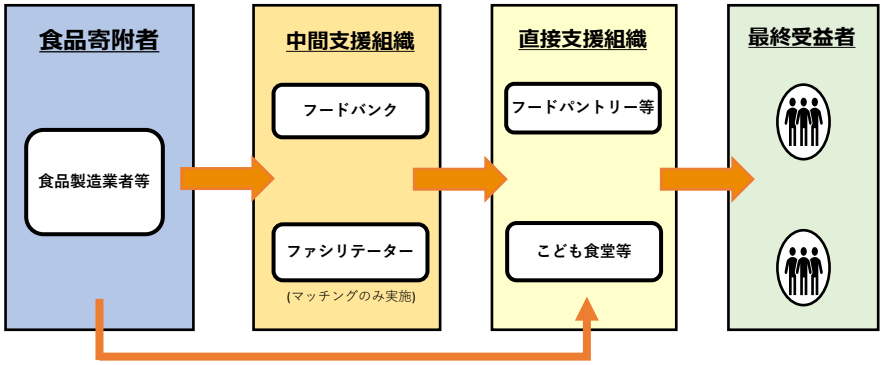

３．ガイドラインの具体的な遵守事項の整理

- **法令事項**：法令上名宛て人に一定の義務付けをしている法令を引用した事項（※）
- **必要事項**：食品寄附の信頼性向上等の観点からガイドラインとして必要と考える事項
- **推奨事項**：取り組むことが望ましい事項

※　食品衛生法、食品表示法、個人情報保護法

４．ガイドラインの具体的な内容

※　各主体ごとに各章で記載

○ **提供元・提供先における合意事項**：
提供食品の情報（保存方法、期限表示、アレルゲン等）、品質確保・管理、転売禁止、事故時の対応等

○ **安全面等の管理**：
食品の品質・衛生管理（必要な設備の設置等）、受取・輸配送時の検品（期限表示・破損等の確認等）、施設の衛生管理（清掃等）等

○ **提供時の注意**：
衛生上の取組（保冷剤の提供等）、食品表示情報の伝達と管理等

○ **トレーサビリティ**：
記録の作成・保存（名称、数量、期限、アレルゲン、入出荷年月日、寄附者・提供先の名称等）

○ **事故時の対応**：
保険の加入（保険分科会においては、主にフードバンク向けの損害賠償保険の在り方を、こども食堂等については、既存のボランティア用保険の活用について議論）、記録を踏まえた連絡等

○ **財務管理・情報開示**：
損金算入、実績報告等

※　参考資料として、各種**ひな形**（フードバンク・こども食堂等間の**合意書**、こども食堂等から最終受益者への説明事項等）、必要事項を抽出した**チェックリスト**等を添付